

## 文化審議会国語分科会（第46回）議事録

平成23年 5月25日（水）  
午前10時～11時10分  
文部科学省・3F2特別会議室

### 〔出席者〕

（委員）林分科会長，西原副会長，阿辻，井田，伊東，井上，岩澤，岩見，内田，尾崎，加藤，金田，小山，嶋田，杉戸，鈴木，関根，高木，中野，納屋，西澤，春原，やすみ，山田各委員（計24名）  
（文部科学省・文化庁）近藤文化庁長官，吉田文化庁次長，小松文化部長，舟橋国語課長，氏原主任国語調査官ほか関係官

### 〔配布資料〕

- 1 文化審議会国語分科会委員名簿
- 2 文化審議会国語分科会運営規則
- 3 文化審議会国語分科会の議事の公開について

### 〔参考資料〕

- 1 文化審議会関係法令
  - 2 文化審議会運営規則
  - 3 文化審議会の議事の公開について
  - 4 国語審議会及び文化審議会の主な答申等
  - 5 文化庁における国語・日本語教育施策（平成23年度予算）について
  - 6 国立国語研究所の大学共同利用機関法人への移管経緯
- 今期文化審議会国語分科会における審議スケジュール（案）（追加配布資料）
  - 文化審議会国語分科会問題点整理小委員会委員名簿（追加配布資料）
  - 文化審議会国語分科会日本語教育小委員会委員名簿（追加配布資料）

### 〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 事務局から出席者（委員及び文化庁関係者）の紹介があった。
- 3 文化審議会令に基づき，委員の互選によって，林委員が国語分科会長に選出された。また，林分科会長から，西原委員が副会長に指名された。
- 4 事務局から，配布資料2「文化審議会国語分科会運営規則」及び配布資料3「文化審議会国語分科会の議事の公開について」の説明があり，了承された。
- 5 第11期国語分科会の発足に当たり，近藤文化庁長官から挨拶が行われた。
- 6 事務局から，参考資料4及び6を用いて，今期想定される審議事項等について説明があった。この説明を受け，上記の4で了承された「文化審議会国語分科会運営規則」に基づいて，問題点整理小委員会，日本語教育小委員会，国語研究等小委員会を設置することが確認された。その後，林分科会長から問題点整理小委員会と日本語教育小委員会に所属する委員の指名が行われた。なお，国語研究等小委員会に所属する委員については，審議の始まる時期に合わせ，後日改めて指名することとされた。

- 7 事務局から、参考資料「今期文化審議会国語分科会における審議スケジュール（案）」の説明があり、これに沿って今期の審議を進めていくことが確認された。その後、自由な意見交換を行った。
- 8 国語分科会の終了後、午前11時20分頃から問題点整理小委員会、日本語教育小委員会をそれぞれ文化庁特別会議室、文部科学省第1会議室で開催することが確認された。
- 9 意見交換における各委員の発言、及び事務局からの説明等は次のとおりである。

#### ○林分科会長

小委員会の設置についてでございます。「国語分科会運営規則」第2条第1項、先ほど見ていただいた規則でございますが、これにより、分科会長は特定の事項を調査審議するため必要があると認められるときは、分科会に小委員会を置くことができるというふうに定められております。そこで、まず今期、どのような調査あるいは審議が行われることになるのか、現時点での想定される審議事項等につきまして、事務局から御説明を頂きたいと思っております。それを受けて小委員会の設置について御意見を賜りたいと思っております。それでは、よろしく願いいたします。

#### ○舟橋国語課長

お手元の参考資料4と参考資料6を御覧いただきまして、これに基づいて、今期、この分科会で審議をお願いしたい事項について御説明させていただきます。

今期の分科会で、御審議をお願いしたい事項は大きく三つございます。一つは国語施策に関する事項、一つは日本語教育に関する事項、それからもう一つ国語に関する調査研究等に係る業務、組織の在り方に関する事項と、三つお願いしたいと考えております。

まず、国語施策に関する事項でございますが、参考資料4の1枚目を御覧いただきまして、国語施策に関して、これまでの国語審議会、また、文化審議会の国語分科会で頂きました答申等の経緯をまとめたものがございます。この一番下のところを御覧いただきまして、直近の諮問ということで、平成17年の3月に、敬語に関することと漢字政策に関することについての諮問がございまして、敬語については19年2月、また、昨年の6月に改定常用漢字表の答申を頂いて、直近の諮問については答申を頂いているという状況でございます。したがって、今後、国語施策として取り組むべきどのような課題があるかということ、今期の分科会で御審議いただきたいと考えております。

これまでも、この資料の1の6「国語一般」の欄にあるとおり、平成5年6月に「現代の国語をめぐる諸問題について」という御報告を頂いております。これも国語分科会で、どういう課題があるかということを整理していただいたものでございまして、それに基づいて、平成5年11月に諮問をいたしております。先ほどの直近の17年3月の諮問につきましても、それに先立ちまして、17年の2月に、「国語分科会で今後取り組むべき課題について」という報告を、本分科会から頂戴してございまして、それに基づいて諮問しているということでございますので、今期につきましても、国語施策全般について今後どのような取り組むべき課題があるかということを検討、整理していただきたいというのが1点目でございます。

2点目は日本語教育に関する事項でございますが、この資料を1枚おめくりいただきまして、日本語教育小委員会のこれまでの審議の経過をまとめております。平成19年に設置されて以来、逐次御審議いただいておりますけれども、真ん中にございまして、平成21年1月に審議のまとめを頂いております。この中で、地域における日本語教育の体制整備、また「生活者としての外国人」に対する日本語教育の内容等について、まとめを頂いておりますが、3に記載されているとおり、今後の課題として三つ挙げていただいております。このうちの標準的なカリキュラムの開発については、この下の段にございまして、昨

年の5月に標準的カリキュラム案をまとめていただき、今年の1月に、そのガイドブックをまとめていただきました。それは、お手元に白表紙でお配りしております。したがって、今後の課題として整理されている残りの課題、参考例としての教材作成と、日本語能力及び日本語指導力に関する評価、これについて引き続き、御審議、御検討をお願いしたいと考えております。

次に3点目の国語に関する調査研究等に係る事項でございますが、参考資料6を御覧いただきたいと思っております。平成19年12月の閣議決定によりまして、国立国語研究所につきまして、独立行政法人から大学共同利用機関法人に移管するということが決定されました。それを受けて、平成20年には、科学技術・学術審議会の学術分科会におきまして、大学共同利用機関の中の人間文化研究機構に国立国語研究所が設置されることが適当であるという審議がなされたところでございます。これに基づきまして、法律が平成21年1月に提出されまして、3月に成立したところでございますが、後ほど御説明いたしますけれども、この法律の審議の中で、衆議院、参議院のそれぞれの委員会で法案が修正をされ、附帯決議がなされました。それに基づいて御審議をお願いしたい事項がございます。1枚おめくりいただきまして、衆議院、参議院で修正された内容でございますが、附則の14条、15条というのが新たに付け加えられたところでございます。14条におきましては、国は、それまでの国立国語研究所において行われておりました国語あるいは外国人に対する日本語教育に関する科学的な調査、研究、また、資料の作成、公表等の業務が人間文化研究機構においても引き続き維持され、充実されるように、必要な措置を講じなければならないとされております。また、15条におきましては、国は、国語に関する調査研究等の業務の重要性を踏まえて、当該業務の人間文化研究機構への移管後2年を目途として当該業務を担う組織及び当該業務の在り方について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしていただいております。このように、独立行政法人から大学共同利用機関法人へと移管した後も、国語あるいは日本語教育に関する調査研究がきちんと維持され、充実されなければいけない、そういう必要性からこういった修正が行われたと承知しておるところでございます。

今年の10月が15条に定める移管後2年となるわけでございますが、それまでにこの2年間の実績を踏まえて、国語や日本語教育に関する調査研究の業務や組織の在り方について検討する必要があるところでございます。

3ページは衆議院における附帯決議、4ページが参議院の附帯決議ですけれども、ほぼ同じような内容ですが、3ページを御覧いただきますと、4の中で、国立国語研究所が担ってきた国語や日本語教育の調査研究の重要性に鑑みて、引き続き、このような基盤的な調査研究などが実施され、成果の活用が図られるように、政府としては努めなければいけないということ、さらに、将来的には国の機関とすることを含めて組織の在り方を抜本的に検討することが規定されております。今回の2年を経緯したところでの検討も、こういったことを視野に入れながら、検討が求められていると考えられます。

5ページでございますが、以上のようなことを踏まえて、このようなスケジュールで検討していきたいと考えております。まず人間文化研究機構により自主的な検証をお願いしたいと考えておまして、これは、既に文部科学省の研究振興局から依頼されているところでございます。7月ぐらいまでに自主的な検証結果を文部科学省に報告いただくよう依頼されておまして、それを踏まえて文部科学省として検討するわけでございますが、その際、専門の先生方から御意見を承りたいということで、学術研究の観点からは、科学技術・学術審議会の学術分科会におきまして、やはり小委員会を設置して検証される予定だと伺っております。先ほどの附則にもございましたように、国語に関する調査研究等の重要性を踏まえて検討するようにと法律で定められておりますことから、国語政策としての観点から、この国語分科会に小委員会を設けて、検証をお願いしたいと考えている

ところでございます。

スケジュールとしては、ここにございますように8月以降10月中旬ぐらいまでにまとめたいと考えておりますので、その間に開催をお願いしたいというふうに考えているところでございます。

御説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

#### ○林分科会長

ありがとうございます。ただ今、国語課長から、これまでの経緯及び現在の状況について御説明いただきました。これに関しまして、何か御質問等、ございますでしょうか。

(→ 挙手なし。)

特にございませぬようですので、ただ今の御説明を伺いまして、今後進めさせていただきたい方法につきまして、私の考えについて、お諮り申し上げます。

まず、日本語教育小委員会でございますが、これは先ほど近藤文化庁長官のお言葉にもありましたように、非常に重要な事項を審議継続中でございます。したがって、この小委員会については、引き続き、設置をさせていただきたいと思っております。それから、前年度、新しい常用漢字表を答申いたしました漢字小委員会の方でございますが、これにつきましては、これに代わる小委員会を設置させていただきまして、先ほどの御説明にありましたように、漢字表の後の検討課題が決まっておりますので、今後取り組む必要がある国語の問題を検討、整理するという目的の下に、名前を付けるとしますと、問題点整理小委員会といった名称になるのではないかと思います。新しくそういう小委員会を設置させていただきたいと思っております。

それから、課長から最後に御説明のありました国語に関する調査研究等の業務や、組織の在り方について、こちらの方は、検討を9月末までに行わなければならないということでございますので、これもスケジュールを考えながら小委員会を設置して、そこで御検討をお願いしたいと思っております。こちらの方の名称は、やはりそれを取り扱う内容から言いまして、国語研究等小委員会といった名称にさせていただきたいと思っております。

以上、日本語教育小委員会は継続、それから、新たに問題点整理小委員会、国語研究等小委員会を設置させていただきたいと考えますが、いかがでしょうか、何か御意見がありましたら、お伺いしたいと思います。

#### ○尾崎委員

三つ目の小委員会が作られるということで、国立国語研究所の資料を頂いておりますけれども、最後のところでしょうか、国立国語研究所の「国語に関する調査研究等」となっておりますので、幅広く御検討いただくことだと理解しておりますけれども、衆議院、参議院の附帯決議の中身としては、国語教育、それから日本語教育というのが並立的な感じで出ております。国語分科会の小委員会の審議の中では、当然、国語に関する調査研究及び日本語教育に関する調査研究も含まれるということで、それは明らかなのですが、改めて日本語教育に関わる調査研究と国語研究所の位置付けについて、是非、この小委員会でも御検討いただきたい。そのように思っておりますので、よろしく願いします。

#### ○林分科会長

承りました。日本語教育に関しましては、当然、こういう大きな研究テーマの中に位置付けられると思っておりますので、尾崎委員の御指摘はおっしゃるとおりだと思いますし、そういうことを含んだ議論をさせていただくことになるだろうと思っております。

ほかに、何か御質問、あるいは御意見ございますでしょうか。

それでは、この三つの小委員会を設置するということに関しましては、設置するという

ことよろしいでしょうか。(→ 特に意見なし。)

ありがとうございました。それでは、この三つの小委員会を設置するということにさせていただきます。「文化審議会国語分科会運営規則」第2条第2項の規定によりまして、小委員会に属すべき委員は、会長から指名させていただくということになっております。この三つの小委員会のうち、国語研究等小委員会につきましては、審議を行う時間がまだ少し先になりますところから、後日改めて委員を指名させていただくということにさせていただきます。本日は、そのほかの二つの小委員会について、そこに属していただきたい委員を、お願いしたいと思っております。これから両小委員会の委員名簿をお配りしますので、是非こういう委員構成でお願いしたいと思っておりますので、それを御覧の上、御了承のほど、よろしくお願ひいたします。

それから、今期も前期と同様、これら二つの小委員会の審議には、全ての委員が自由に参加して御意見を述べていただくことができるようにしたいと考えております。御自分の所属になっていらっしゃる小委員会だけでなく、別の小委員会にも御出席いただいて、自由に意見を言っていただけるというふうにしていきたくと考えております。ですから、所属していない小委員会につきましても通知を差し上げますので、お時間の都合が付くときには是非御出席いただきたくお願ひいたします。

本日の協議は11時15分までという予定でございます。ただ今から大体30分程度は時間がございますので、その時間を利用いたしまして、委員の方々がふだん日本語に関して感じておられること、あるいはこれまでの国語施策について何か思っておられること等がございましたら、ここで御意見を伺い、それをこれからの審議の糸口としたり、あるいは小委員会での議論の参考にさせていただきたいと思っております。本来、時間がたっぷりありましたらお一方ずつ御発言いただきたいと思っておりますが、30分ほどしかございませんので、御意見のある方に御自由な発言をお願いしたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

#### ○山田委員

私は日本語教育の分野の人間ですが、震災があつて、それから、原発の事故、今、まだそれが続いているわけですがけれども、外国人の生活者の人たちの情報弱者としての問題というのが大きくあると思っております。しかし、マスコミその他で、それらが余りにも取り上げられていないという現状があります。

外国にそのルーツを持つものが持つまいが、この社会で生きていく人間として同じように人権が守られて、この国に貢献できる力を十分持って発揮してもらいたいということがあります。それだけに、そういう人たちを情報弱者としてこの社会から遠ざけるような、それは心理的にもそうだと思いますけれども、そういうことがあると、実質的に、その人たちの力を発揮することをそいでしまうということがあると思っております。

ちょっと提案というか、この社会に対する提案なので漠然としているんですけども、我々日本語教育の世界では、易しい日本語というような考え方を今しています。それは、特に公の情報とか公共的な情報、その中でも、緊急時の情報の発信に、外国人の人たちもある程度の日本語をマスターしていれば理解できるという、そういうことにしていく努力をすべきだと思っております。これは我々のような、外国人に主に関わる日本語教育関係者の側から、是非一般の日本社会、外国人でない日本語ネイティブの人たちの社会が、どういう日本語を使ったらいいか。特に、今申し上げたような緊急時の情報発信というようなことについて考えていく、それは非常に重要なことだと思うし、そういう人たちを、共にこの社会を作っていくパートナーだと思えることだとも思っておりますので、その辺の御審議をもししていただければ有り難いなと思っております。

#### ○林分科会長

ありがとうございました。こういう状況でこそ特に、その重要性と言いますか、必要性の大きさを感じるような、非常に大切な問題だと思っておりますので、これもまた、これからの御審議の中で、そういう問題も話し合えるように考えさせていただきたいと思っております。

#### ○関根委員

私は新聞の用字用語について、ずっと携わってきた者なんですけれども、新聞の文章の永遠の課題というのは、分かりやすく正確にということなんです。正確であるのは当然として、最近では特に分かりやすくというところに気を使うようになってきています。これは新聞に限ったことではなくて、様々な分野、とりわけ分かりにくくなりがちな専門分野の言葉であるとか、分かりにくくても許される傾向のあった、例えばお役所の言葉などに対しても、もっと分かりやすくという一般国民の声が強くなっているように思います。

今回、常用漢字が大幅に増えましたが、これは、使用実態に即した現実的な選定だったというところから、マスコミでも大きな混乱なく受け入れたと思っています。ただ、それをもう一步進めて、漢字の使用範囲を決めるだけではなく、常用漢字をどう使えば、どう活用すれば、分かりやすい文章になるか、あるいはさらに、例えば外来語とか仮名遣いとかまで含めた表記全体について、分かりやすさというところで踏み込んで審議できると、更に意義深いものになるのではないかなと考えております。

#### ○林分科会長

やはり、こういう情報化の社会の中でも非常に大事な点だと思っております。ただ今の問題につきましては、ほかの委員も、いろいろお感じになっているところが多いのではないかと思います。これに関連して、お伺いできたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

指名をさせていただくというのは大変御迷惑なことかもしれないと思うのですが、特に新しくお加わりいただいた委員の中で出版とか放送とか、そちらの方に関係しておられる委員として、鈴木委員、何か今のことに関連して御意見があったら、お願いいたします。

#### ○鈴木委員

意見というほどのお話を申し上げられるかどうか分かりませんが、今の関根委員のお話については、日頃携わっております出版という分野でも非常に貴重と言いますか、やはり我々の業界としても目指すべき御意見なんではないかなと考えております。

特に言葉—もちろん文化的なという、豊かな生活というところの中で非常に重要な意味合いがあるのももちろんだと思うんですけれども—それとはまた別の側面として、やはり正確に、話したいこと、伝えたいことを相手に伝え、そして、相手がまた、伝えたい人とほぼ同じような意味合いとして受け取るということの原点というのが、必ずどこかになければいけない。正確性というお話だと思っておりますけれども、この観点も、どこかできちんと踏まえていかなければいけないと思うんです。ただ一方で、言葉というのは非常に変化していくものと言いますか、変化してきた歴史もあると思っておりますし、また、これからも変化していくであろうという中で、何をどのようにまとめていけばいいのか、そういう部分で非常に難しい問題もあるかと思っております。ですから、是非御意見を賜りたいですし、また、私も何かできることがありましたら、御披露したいと考えております。

#### ○林分科会長

この分科会の中で余り改まらないで、お考えを自由にお聞かせいただけるということは非常に有り難いことですのでございますし、審議を進める上でも大事なことだと思っております。放送の方で何か、今のトピックに関してお感じになっているところがありましたら、岩澤委員からお願いしたいと思います。

## ○岩澤委員

NHK放送文化研究所の岩澤でございます。私どもは、放送のコンテンツの研究、放送で使う用語の研究、あるいは世論調査等を専門にやっているところでございます。お話が出ましたとおり、多文化社会の中で、例えば今回の震災で、多くの外国人の方が情報不足の中で帰国をされるということが、実際に起きてしまったわけです。やはり、このことをきっちりと踏まえないといけないんじゃないか、私どもが受け止めないといけないんじゃないかなと思います。それは、情報がきちんと伝わっていない、情報が伝わっていないから分からないという中で、「何で帰国するんだ」って日本人が思う以前にやはり情報が伝わらなければ不安になって帰るというのは当然のことだと思うんですね。それで、また戻ってこないという状況があります。この理由は一体何なんだろうかと思うんです。きちっと多文化社会の中で、日本語で外国人に情報が分かる、あるいは日本語で伝わらない場合に、ではどうするのかというようなところまで含めて考えていかないといけない。例えば日本語の問題一つにしても、テレビでニュースを伝えていくときに、分かりやすい表現、分かりやすい専門用語—先ほども出ていましたけれども—こうした点をもっと深く議論していく必要があるんじゃないかなと思うんです。

今回、私どもにも、ツイッターで結構いろいろな意見が放送に対して寄せられました。例えば「低レベル放射能」についてです。これについては、「低レベル」ってどういうことなんだ。」というような御意見が結構寄せられました。その表現をもう少し詳しくすると、「比較的濃度の低い」とかというような表現になります。ですから、言葉の意味合いみたいなことも含めて、多文化社会の中でどう専門の言葉を伝えていくのかというような点は、私どもも今後の非常に大きな課題だと思っております。

## ○林分科会長

先ほど山田委員が御指摘になった点と、それから、関根委員がおっしゃっていただいたことの両方にわたる非常に大きな問題として、今、岩澤委員からのお話がありました。この辺りに関連して、もう少し伺わせていただきたいと思っております。

## ○内田委員

非常にいい意見をたくさん頂きまして、いろいろ考えることがありました。やはり日本語は視覚的な効果と音楽的な効果を持っている、すばらしい言語で、文章で聞いて、それから、耳で聞いて、やっぱりその特徴があるんだろうと思うんです。この分かりやすさという点で、やはり聞いて分かる、それから、読んで分かるというのは分けて考える必要があるのかなと思います。

それと、やはり分かりやすいと言ったときに、学問的な正確さを期す場合と、行動決定のための判断のよりどころにする場合の分かりやすさというのは、また別であると思うんです。先ほど岩澤委員がおっしゃったように、今回の震災においても、例えば、学問的に「可能性としてはゼロではない。」というような言い方がされておまして、それをどう受け止めたらいいのか、やはり戸惑うわけですよね。ですから、そのような分かりやすさということについても、考える必要があるだろうと思うんです。

それから、もう一つ、コミュニケーションスタイルの問題も取り上げてほしいと思っております。福島から埼玉あるいは首都圏などに移動して、学校、中学や高校に入った子供たちが戸惑っているのは、一つは学習の進度が違うということもありますが、教室ディスコースが違うということにどうも起因するようです。先ほど外国人の方が情報弱者と言われましたけれども、それぞれの地域における文化的なコミュニケーションスタイルの違いということもやはり就学を困難なものにしている、不登校が非常に増えているというよう

な報道もございます。その問題も取り上げていただければと思います。

#### ○嶋田委員

今の内田委員のお話の中から、聞いて分かる、そして、特に行動決定というところで、ちょっと現場の声をお伝えしたいと思いました。

私は、忘れられない言葉として、学習者がこの震災以前のずっと前、ふだんの時ですが、「電車で事故に遭う、何かがあったときにいろんな放送が流れるんだけど、一体この日本人たちは、自分たち外国人がこんなにたくさん住んでいるということを意識しているのだろうか。」というようなことを言って、授業でディスカッションしたことがございます。私はいつも聞くときに、これって分かりやすいだろうかと思いつつながら、聞き手の立場で聞いているんです。例えば、新幹線で、事故がありましたという電光掲示ニュースが一文で非常に分かりにくい、衣に包まれたようなものであるというところに、いつも私は疑問を感じ、授業で「この文をどう書いたらいい。」というような教材にしております。

やはりそういう視点で、分かっているのだというのはあるのですが、本当に220万の人たちが住んでいて、そして、その情報を得て暮らしているということをもっと少し認識するべきではないかなと、常々、自分自身も含めて思っております。

それから、今回の震災で、日本語学校ではいろんなことがありました。その中で、先月も韓国に行って言われたこと、「日本語で発信していることを韓国語、中国語に訳すと、どんなふうになるのか考えてみたことがありますか。」と言われたのが、非常に印象に残りました。それは、日本的な、いろいろ分からないからそういう部分があるんだと思うんですが、それを今度いろんな言葉に直したときに、どんな表現になるか—非常に強い表現になるんですよというようなこともあったので、やっぱり様々な角度から見ていく必要があるかなと思っているということ、現場からお伝えしたいと思いました。

#### ○尾崎委員

私、名古屋におりますので、この次に地震がどこに来るかという話題になったときに、多分うちではないかと思うんですが、今回の東北に比べると、はるかに東海地域は外国の方が多ございますし、今回の東北での経験を、次に来るであろう事態に備えてどうするかということがとても気になります。

今回、多言語で情報を提供するということが非常に迅速に、しかも多くの方が関わってやってくださったんですけども、問題は、こういった情報が主としてインターネットとかパソコン等で流れていて、必要な人に届いたのかというところで、私にはまだよく分かりません。もしかすると、こちらは提供している、提供したと思っても、届いていないという事態があるとすれば、まず実態を調べる必要があるんだろうと思います。

今回の一連の出来事で、いまだに避難所等で暮らしていらっしゃる方とか、外国の方も当然そういうお立場になっているわけですけども、そういった方が一連の出来事の中でどういうふうに、どこから、どういう形で情報を取っていて、どういうふうにしてもらえたらもっと良かったかと思っているかという基本的な調査をもっと大掛かりに綿密にやった上で次の方策を考えるということが必要だと思います。

それから、個人的に聞いた限りでは、結局、身の回りに家族がいたりとか親しい近所の日本人がいたりとか、日常的に日本人との関係のある外国の人はそれなりに情報も得て、一緒に避難して頑張ってたというようなことを聞いています。大事なことは、日常生活の中で外国の方と身近な日本人が、人付き合い的な関係をどう持っていけるか、実はそういうことなのかなと今は思っています。

申し上げたかったことは、今回の一連の出来事について、実際の現場でどういうコミュニケーションの問題が起きたか、これは是非国としてしかるべき調査をしていただいて、

次に東海に来る前に打てる手は打っていただきたいし、自分も協力できることはしたい、そのように思っています。

#### ○西原副会長

今伺ってきましたお話なども総合して、これらを総合的に考えるべく、第三の小委員会がどういうリコメンデーション (recommendation) を出してくださるかということに期待したいと思います。

日本語をどうするか、そしてその美しい日本語をそのまま伝統的な形でキープしつつ、新しい社会の中でコミュニケーションのツールとして生かされる日本語というものがどういふものであるべきなのか、日本語だけでなく、その背景的なものを背負って日本に移入してこられる多国籍、多文化、多言語の背景を持つ方々も含めて、日本語のコミュニケーション、又は日本の国内における世界に向けてのコミュニケーションというものがどういふふうにあるべきなのかということを経験的に考える機関がやはりなければいけないのではないかと強く考えるわけでございます。国立国語研究所の新しい体制への移行の中で、そうしたことを懸念する動きから、参議院、衆議院で、その部分が付け加えられていると思いますので、「国の機関も含めて」という、その「国の機関も含めて」、何があったら、これらのことを総合的に考えることができるのかということを経験的に、是非、第三の小委員会で御検討いただきたいと期待しております。

#### ○西澤委員

全く違う観点からのお話になりますが、私ども、海外における日本語の普及ということを中心に取り組んできたわけですが、最近の若者の日本に対する関心は、漫画、アニメ、ファッションというような、言わばポップカルチャーを通じてその関心を持っていると私どもは理解していたわけですが、実は今回の震災という事態を体験する中で、世界中の子供たちが日本のことを非常に心配して、頑張っちゃんといふような形のメッセージを伝えてきているわけで、やはり、日本語を勉強するということが日本に対する関心、理解、ただ単に自分たちの興味関心のあるアニメ、漫画だけじゃなくて、やっぱり、日本人がどうやってこの困難を乗り越えようとしているのかということも含めて国際的な理解につながっているということで、そういう幅広い観点の中で日本の文化の理解ということも含めた日本語教育というものをどうしていくのかについても、私たちは真剣に取り組んでいかなければいけないと思っているところでございます。そういう観点も非常に重要なのではないかと考えております。

#### ○納屋委員

この場所で発言するのは、なかなか勇気が要るんですね、私なんかですと。ただ、前回の常用漢字表の改定のところに加えていただいたということから、国語施策の重要性ということについては、やはり十分考えなきゃならない大きな問題だと思っているわけです。教育の面でももちろんそうなのかもしれませんが、常用漢字表の改定後、世の中の方の動きは混乱がないんですね。こんなに混乱がないというのは、すごくよかったですことではないかなと思うんです。つまり施策の的確性と言うんでしょうか、そういうものが現れているから、こういうふうになっているのではないかなと思っているところです。新聞、それから、出版関係でしょうか、放送関係でもそうなんですけれども、そういうところで文字を扱うときに、私たち国民のところへ届けてくださっている文字が混乱がないというのはとてもすばらしいことで、現在、漢字仮名交じり文で、日本の多くの皆さんがそれをうまく活用しているんだなというのが分かるわけですね。

今、皆様から御発言があったところによると、こういう震災があったところに海外から

来られて、そこで、お困りになっておられるという、そのことを一つのきっかけとして、情報の伝わり方が悪いというようなことから、分かりやすく易しい日本語をとというふうにおっしゃっておられると理解しているんです。

常用漢字表のことは、実は私は表外漢字字体表とセットだったと思っているところでした、それが積年の懸案であったところが一応の節目を迎えたから、このように落ち着いているんだと理解をしています。

ところが、内田委員がおっしゃっていて、印象深いんですけど、こういう震災が起きてみて、もう一遍、手書きの重要性というんでしょうか、情報機器がなくなったらどうなんだろう、電気がなくなったらどうだろうというのは、今回嫌というほど分かったところだと思っているんです。だから、日本人として、1億2,000万の国民みんながやはり手書きをしなきゃならない、そのときがあるんだということからもう一遍見直す必要があつて、それを、もう文字の方はきちんとしたんだから、漢字も平仮名も片仮名もよろしいんじゃないかというのではなくて、コミュニケーションの最も原点のところが、そこにあると、一つ感じています。

それから、もう一点は、常用漢字表の改定で、さっき申し上げた、新聞、雑誌、放送というふうに申し上げたんですが、実は常用漢字表のところには法令・公用文書というのがその上にあつて、その次に新聞、雑誌、放送などという形での、漢字使用についての施策になっているのではないのでしょうか。したがって、一番のところは、現行憲法から66年になっているわけなんですけれども、憲法の文字遣いを見ても、現代の若い人たちは本当に大丈夫かなと思っている。落差もあります。だから、その点から法令の在り方、公用文書の在り方というのは、一般の方から見ていると分かりにくいんですね。そういうところのノウハウの良さを提供していただくのは、美しく豊かな日本語を使っていく一般の在り方からしても、私なんかはすごく有り難いことなので、そういうところの普及の方に、一つ開かれた道を出していただけないかという気持ちもございます。

#### ○林分科会長

本日、いろいろ貴重な御意見をたくさん頂戴いたしました。そろそろ時間が迫っておりますので、意見はまた次の機会にお願いしたいと思っております。今日頂戴した御意見、御指摘につきましては整理をいたしまして、以後の審議につなげていきたいと考えております。なお、この後、小委員会がございますので、いろいろな御意見等に関しましては、是非そこで、更に御発言をお願いしたいと思っております。

それでは、これで第46回、今期第1回目の文化審議会国語分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。